

7. 5 屋外消火栓設備

1 設置基準は令第19条及び条例第64条参照

- (1) 主要構造部が耐火構造・準耐火構造であることと「耐火建築物」「準耐火建築物」であることは別である。

2 代替

- (1) スプリンクラー設備の有効範囲（補助散水栓の包含範囲を含む。）

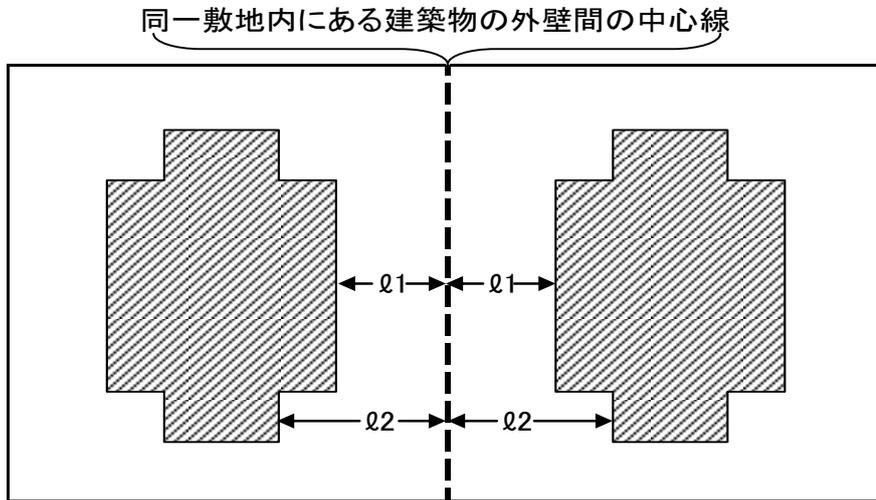
※代替区画部分及びヘッドを設けていない部分は対象外（以下同じ。）。

- (2) 水噴霧、泡、不活性ガス、ハロゲン化物、粉末消火設備のヘッド設置部分

移動式は、ホース接続口までの水平距離が15m（ハロゲン化物は20m）以内の部分

- (3) 動力消防ポンプの有効範囲

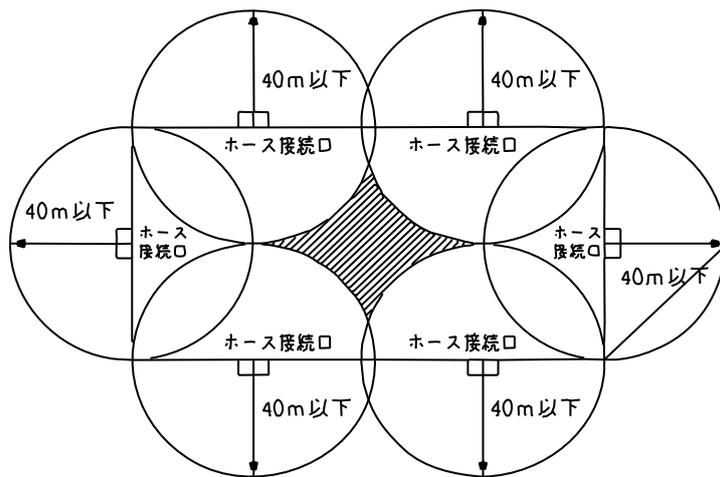
3 一の建築物とみなす例（令第19条第2項）



3 図 1

注 l_1 が1階部分で水平距離3m以下2階部分で同5m以下の場合は l_2 が1階部分で同3m、2階部分で同5mを超えていても屋外消火栓設備の規定の適用に際しては一つの建築物とみなす。
(耐火建築物、準耐火建築物は除く。)

4 一のホースの接続口までの距離



4 図 1

注 屋内消火栓の代替としている場合で、水平距離 40m で包含できない部分（図中斜線部分）には、屋内消火栓を設置しなければならない。

5 乾式とする場合

乾式とする場合は、7. 2 1 2 屋内消火栓設備（乾式）の基準に準拠すること。

6 非常電源（1 7. 非常電源 参照）

7 電気配線（1 8. 配線 参照）